

# 敗戦時における公文書焼却の再検討

## — 機密文書と兵事関係文書 —

加藤 聖文

### 【要 旨】

敗戦時に大量の公文書が焼却処分されたという証言は数多い。しかし、具体的に何が焼却対象となったのか、またどのような経路で焼却が指示されたのかについて明らかになっていない点が多い。本稿では、国内でわずかに残存する焼却指示文書を手がかりに、敗戦時の焼却は内務省系統と軍系統の二系統が存在し、焼却対象となったのは内務省系統では法令に基づいた機密文書であり、軍系統では動員関係文書が中心であったことを論証していく。

また、筆者はこれまでの文書焼却をめぐる研究が進まなかった要因は、焼却対象となった機密文書や兵事関係文書に関する分析がほとんど行われていなかったことにあると考える。したがって、本稿では機密文書および兵事関係文書の構造にも触れることで、今後の研究の進展の足掛かりとする。

### 【目 次】

はじめに

1. 焼却された機密文書—内務省系統
2. 兵事関係文書の焼却—軍系統
3. 占領開始後の文書焼却

おわりに

## はじめに

日本がポツダム宣言を受諾を決定した直後、公文書の焼却が各機関で行われた。なかでも陸海軍では大本営・陸海軍省、各司令部から現地部隊にいたるまで文書の焼却処分が徹底された。さらに、兵士・軍物資の供給を担っていた各地方行政機関に対しても各聯隊区司令部（陸軍）・海軍人事部（海軍）から文書焼却の指示が伝達された。

ただし、軍から地方に対して焼却指示が伝達されたことは事実であるが、具体的に何が対象とされたのかは、全国に僅かに現存する焼却指示文書に共通性がないため判然としない。さらに、内務省系統からも指示を出したとする証言もあるなど焼却の指示主体も異なっているのである。

また、敗戦による文書焼却という事象は社会的に強い関心を集め、現在でも敗戦を象徴する出来事としてさまざまなかたちで言及されている。しかし、学術的には文書焼却の事実の指摘は数多くなされているものの、実証的な検証は不十分であり、その実態は曖昧なままである。にもかかわらず、本稿で検証するように、軍系統と内務省系統の焼却指示を混同したまま敗戦時の文書焼却を一括して論じがちである<sup>1)</sup>。

筆者はこれまでに敗戦時にあらゆる公文書が焼却されたのではなく、植民地も含めて相当量が残されていたこと、一方、敗戦前から再生紙の原料として公文書の廃棄が始まっていたことを明らかにしてきた<sup>2)</sup>。

これらの論考では、公文書は管理制度上、作成された文書全てを永久に保管することは不可能であるため、公文書には保存期限が付与されて大半は廃棄されるということ、また保存期間は組織にとっての重要度に応じて付与されるものであり歴史的価値とは無関係であるということ、さらには、保存年限満了による廃棄以外に、戦局が悪化するなかで資源供出や疎開という事態によって廃棄が進められたという事実があること、これらさまざまな要因が重なって敗戦

- 
- 1) 代表的な研究としては、吉田裕『現代歴史学と戦争責任』（青木書店、1997年）が挙げられる。第5章「敗戦前後における公文書の焼却と隠匿」において、敗戦時の文書焼却が広範囲に行われていたことが例示されているが、史的には関係者の証言に依拠したものに止まっている。また、行政官庁における焼却と軍機関における焼却を同列に論じているため、具体的には何が焼却対象となったのかは明らかになっていない。この他、兵事関係文書の焼却については、丑木幸男「兵事史料の形成と焼却—郡・町村文書を中心—」（『歴史評論』第689号、2007年9月）でも取り上げられている。しかし、「兵事史料」と一括しているため、動員関係文書と徴兵関係文書の相違が不明確になっており、結果として兵事関係文書の性格や残存の理由を説明できていない。一方、山本和重「自治体史編纂と軍事史研究」（『季刊 戦争責任研究』第45号、2004年9月）および同「東村山村（町）兵事関係書類について—「動員日誌」の様式並びに関東軍特種演習の実態—」（『東村山市史研究』第15号、2006年3月）では、敗戦時の焼却指示文書と国内での兵事関係文書の残存状況を紹介し、さらに兵事関係文書の構造を明らかにすることの重要性を指摘した先駆的な研究となっている。しかし、動員関係文書の重要性は指摘しているものの、銃後奉公会や村葬など動員・徴兵とは性格が異なる文書も混同して把握しているため、結果的に丑木論文と同じような兵事関係文書の混同が見られる。
  - 2) 拙稿「敗戦と公文書廃棄—植民地・占領地における実態」（『史料館研究紀要』第33号、2002年3月）、同「喪われた記録—戦時下の公文書廃棄」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究編』第1号、2005年3月）参照。また、官庁における公文書管理の特徴については、拙稿「日本の官僚制と文書管理制度」（安藤正人・久保亨・吉田裕編『歴史学が問う—公文書の管理と情報公開』大月書店、2015年）参照。

前から公文書の廃棄は行われていたのであり、敗戦時に公文書が一斉に廃棄されたと捉える見方は現在まで続く公文書管理の本質を見落とすことに繋がりがかねないと指摘した。

しかしながら、敗戦によって焼却処分された文書も当然のことながら存在する。とりわけ軍組織においては、広範囲にわたる焼却が行われたことが多くの研究で明らかにされている。だが、兵事を含む行政組織における公文書焼却は、軍組織におけるそれとは異なる特徴を持っていたと思われる。そこで、本稿では、国内でわずかに残存する焼却指示文書を手がかりに、敗戦時に焼却対象となったのは一般的には機密文書であり、軍系統では動員関係文書が中心であったことを論証していく。

また、筆者はこれまでの文書焼却をめぐる研究が進まなかった要因は、焼却対象となった機密文書や兵事関係文書に関する分析がほとんど行われていなかったことにあると考える<sup>3)</sup>。したがって、本稿では機密文書および兵事関係文書の構造にも触れることで、今後の研究の進展の足掛かりとしたい。

## 1. 焼却された機密文書—内務省系統

ポツダム宣言受諾と同時に軍機関だけでなく官公庁においても大量の公文書が焼却されたとされる。また、これらについては多くの証言が残されている。巷間知られているのは、当時内務省地方課員であった奥野誠亮の証言である<sup>4)</sup>。

内務省地方局戦時業務課の事務官だった奥野は、8月10日朝に内閣書記官長の迫水久常から内務省に対して戦争終結処理方針の取り纏めを要請され、灘尾弘吉内務次官の指令で奥野が各省の官房長を集めた会議を開催した（会議の開催日は不明）。この会議で奥野はポツダム宣言を受諾した場合、戦犯問題が起きるので「証拠にされるような公文書は全部焼かせてしまおう」と発言し、会議終了後に文書焼却の指令書を作成した。そして、8月15日正午の玉音放送終了直後に奥野を含めた4名が全国の地方総監府（北海・東北・関東信越・東海北陸・近畿・中国・四国・九州の8区域）に文書焼却指令書を直接持参して、焼却の実行を図ったとされる。

奥野証言については、8月10日深夜のポツダム宣言受諾を決定した御前会議（第1回）で受諾に反対していた内務大臣の安倍源基を通さずに、権限の無い迫水書記官長が直接、灘尾内務次官に要請するということがあり得るのかという疑問の他にも戦犯問題に関係する文書というだけで具体的には何を指すのかが不明という問題もある<sup>5)</sup>。

3) 兵事関係文書に関する論稿はいくつか挙げられるが、多くは史料紹介に止まっており、兵事関係文書の構造的な分析にはいたっていない。唯一、橋本陽「町村役場における兵事係の記録管理—大郷村兵事係文書を事例として」（『GCAS Report』Vol.1、2012年）が兵事係の業務に合わせた兵事関係文書の管理体制を検証した研究として挙げられる。

4) 「占領前文書焼却を指示…元法相奥野誠亮さん」（『読売新聞』2015年8月11日）。

5) なお、奥野はこのインタビューの約30年前には、指令を届けた4名は奥野・原文兵衛・小林与三次・三輪良雄と証言する一方、指令案を起案したのは「はっきり覚えていませんが、まだ最後の決定のある前で、外からは閣議がもめているのだというような噂が伝わる中でやっていた」と読売新聞のインタビューほど指令案起案の経緯について詳細に語っていない（大霞会編『続内務省外史』、地方財務協会、1987年、308頁）。30年前には記憶が曖昧だったが、最晩年になって記憶が詳細になるのは不自然ともいえる。

一方、奥野証言では各省の官房長を召集した会議が文書焼却の起点となるが、鈴木貫太郎内閣の広瀬豊作蔵相は、文書焼却を「閣議で決めた」と証言している。広瀬によると敗戦によって進駐してくる連合軍、なかでも最大の被害国である中国が「相当の仕返しをするだろう」と懸念し、閣僚各自の所持しているものから軍および各省の書類にいたるまで「所管大臣から命令を出して、できるだけ早く焼いてしまえと通達した」となっている<sup>6)</sup>。広瀬証言では閣議決定が文書焼却の起点となるため、奥野発言では次官レベル以下で決定されたことが大臣レベルで決定されたことになる。

両者の証言は大きく食い違うが、広瀬証言のようにまず閣議で決定された後、具体的な指示を内務省が策定して各省に通達したとも考えると辻褄が合わないわけではない。また、広瀬証言は8月14日の第2回目の御前会議後のことと推測されることから、すでに内務省中心に事務レベルで決定されていたものを閣議で追認した可能性もある。さらに、広瀬証言は中央省庁での文書焼却、奥野証言は地方庁を含めた内務省系統に限定された文書焼却であって、それぞれ別々の話であるとも考えられる。しかし、いずれにせよ焼却決定の主体は不明であるとともに焼却対象となった文書も具体的ではない。

このように、文書焼却という事実はあってもそれがどのように決定され、何が焼却されたのかは関係者の証言だけでは明らかにならない。ただし、現存する文書焼却を指示した文書からは、文書焼却は中央からの一つの指示で行われたのではなく、地方に対する文書焼却の指示は二系統あったと考えられる。この流れを解明すると文書焼却の実態がある程度明らかになると思われる。

その手がかりとして、長野県東筑摩郡今井村（現・松本市）の役場文書に残されている以下のような焼却命令を挙げる<sup>7)</sup>。

総兵甲号外

昭和二十年八月十八日

松筑地方事務所長

各町村長殿

機密重要書類焼却ノ件

各種機密書類、物動関係書類、其ノ他国力判定ノ基トナル如キ数字アル文書（統計印刷物等）並ニ之等台帳等ハ此際ハ速ニ焼却シ特ニ保存アルモノハ所轄官庁ニ打合ノ上陰徳スル等適宜ノ措置ヲ構ゼラレ度

尚本件ニ関シ貴管内中等学校、国民学校等ニモ適宜ノ方法ニ依リ周知セシタルト共ニ本文書ハ前記書類ト共ニ焼却相成度

学校通報方 学務係ニテ

\* 欄外に「20年8月20日收受」印、下線（欄外記述として「此－範囲一応協議要」）は收受側で書き込んだもの。

6) 大蔵省大臣官房調査企画課編・発行『昭和財政史史談会記録 第二号 戦時財政金融史』（1978年、140-141頁）。

7) 「昭和二十年 庶務関係綴 東筑摩郡今井村役場」（松本市文書館所蔵「今井村役場文書」昭和20/5279/今井）。

この文書は1945年8月18日付で長野県松筑地方事務所から指示されたものであるが、後述する聯隊区司令部から警察署経由の焼却指示文書とは異なり、地方事務所経由という点が特徴である。すなわち、この指示は内務省から関東信越地方総監府を經由して長野県、さらに長野県から松筑地方事務所を經由して今井村に伝えられたものと考えられる。

また、焼却対象となった文書は「各種機密文書」・「物動関係書類」・「国力判定ノ基トナル如キ数字アル文書（統計印刷物等）並ニ之等台帳」となっている。「物動関係書類」の「物動」とは物資動員の略であり、「国力判定ノ基」と合わせて戦争遂行を支える人・モノ・資源の動員に関わる文書といえる。

「各種機密文書」に関しては、まず機密文書にはいくつかの種類があったことを確認しておく必要がある。企画院を例にすると1939年12月時点で定められた機密文書は、「総動員機密文書」・「軍用資源秘密文書」・「普通機密文書」の3種類があった<sup>8)</sup>。そのなかで「総動員機密文書」は以下の通りとなる<sup>9)</sup>。

- 一、総動員計画（物資、労務、交通、資金、貿易、警備等ニ関スル各種総動員計画ヲ含ム）
  - ニ 関スル事項
    - イ 計画ノ設定方針、設定事務要領其ノ他設定事務ニ関スル重要事項
    - ロ 計画綱領
    - ハ 計画目標、需給対照其ノ他計画化セル計数
- 二、生産力拡充計画ニ関スル事項
  - イ 計画ノ設定方針、設定事務要領其ノ他設定事務ニ関スル重要事項
  - ロ 基本計画
  - ハ 年度別、産業別実施計画
- 三、前各号ニ関スル会議ノ重要議事
- 四、其ノ他総動員機密保持上指定ノ必要アリト認ムル事項

企画院以外の官庁も1940年4月までにほぼ同じ内容の機密文書取扱規程が整備され、機密文書の範囲と取り扱いは統一されたといえるが、直後の1940年6月には機密文書がより詳細に規定され、規程の改正が図られることになる。

1940年6月6日付で企画院は各省庁に対して機秘密文書の取扱について通知したが、そこで示された区分表は以下の通りであった<sup>10)</sup>。

---

8) 「企画院機密文書取扱規程(抄)昭和十四年十二月二十日総裁連文第三号」(中野目徹・熊本史雄編『近代日本公文書管理制度史料集 中央行政機関編』岩田書院、2009年、305頁)。  
9) 「企画院総動員機密取扱規程(抄)昭和十四年十二月二十日総裁連文第二号」(同上書、304-305頁)。  
10) 「機秘密書類取扱ニ関スル注意(抄)昭和十五年六月六日企画院(制定)企二警課第八号」(前掲『近代日本公文書管理制度史料集』311-312頁)。

表 1 機秘密書類区分表

|    | 略 称      | 標 記     | 一連番号 | 関係法令      | 摘 要  |
|----|----------|---------|------|-----------|--|
| 甲種 | 軍機書類     | 軍機密     | 要    | 軍機保護法     | 一、法令ニ基キ取扱ヲ最も嚴重ニスベキ機秘密書類ニシテ之ガ漏洩ニ対シテハ刑罰ノ適用アルベキモノニ之ヲ附ス                              |
|    |          | 軍極秘     | 要    |           |  |
|    |          | 軍秘      | 否    |           |  |
|    | 軍用資源秘密書類 | 軍資秘     | 要    | 軍用資源秘密保護法 |  |
|    | 総動員機密書類  | 指定総動員機密 | 要    | 国家総動員法    |  |
| 乙種 | 外交機密書類   | 外機密     | 要    |           | 一、「機密」ハ甲種ニ準ズル重要機密事項ヲ含ム書類ニ之ヲ附ス<br>二、「外機密」ハ前項ノ書類中、外交関係ノ書類ノミニ附スルモノトス                |
|    | 一般機密書類   | 機密      | 要    |           |  |
| 丙種 | 極秘書類     | 極秘      | 否    |           | 一、「秘」ヨリモ秘密ノ程度重キ書類ニ之ヲ附シ其ノ重要度ニ依リ一連番号ヲ有スルモノト有セザルモノトニ区分ス<br>二、内容ニ依リ「人事極秘」ノ標識ヲ用フルコトアリ |
|    | 秘密書類     | 秘       | 否    |           | 一、秘密ノ程度軽キ書類、同ジク公表前ノ案文又ハ一時限リノ秘密保持ヲ要スル書類ニ之ヲ附ス<br>二、内容ニ依リ人事秘、部外秘及演秘ノ標識ヲ用フルコトアリ      |

上記の区分表からは、機密文書のうち甲種とされた「軍機書類」(軍機保護法第1条:1937年8月改正)・「軍用資源秘密書類」(軍用資源保護法第2条:1939年3月公布)・「総動員機密書類」(国家総動員法第44条:1938年4月公布)が法令を根拠として最も機密性が高いものであったことがわかる。

また、その後の1941年3月に政治機密情報の漏洩・通敵行為・流言による治安攪乱などを取り締まる目的で「国防保安法」が公布されると、それを根拠とした「国家機密文書」が加えられた<sup>11)</sup>。

このように、敗戦までに「軍機文書」・「軍用資源秘密文書」・「総動員機密文書」・「国家機密文書」の4種類の他に一般的な機密文書である外交機密文書と普通機密文書が存在していたことになるが、なかでも法的根拠に基づく4種類の機密文書は取り扱いも厳密に定められており、施錠をした堅牢な容器に格納するなど他の文書とは管理体制も異なっていた。

敗戦時に中央省庁で焼却対象とされたのは、これら戦争遂行能力が判断できる4種類の機密文書が主であったと推測される。戦争遂行に直結した内容であったことに加えて、他の文書と区別されて特別な管理がなされていたため、短期間にまとめて焼却することが容易であった。

また、都道府県から市町村にいたる地方官庁においても該当する機密文書が存在しており、これらが内務省の指示によって焼却されたと考えられる。事例として挙げた今井村の焼却指示文書はこのような意味を持っていたといえよう。そして、これらの文書は戦争遂行能力を示すものであって、「戦争犯罪」とは無関係のものであることに注意しなければならない。

## 2. 兵事関係文書の焼却—軍系統

一方、陸海軍でも文書の焼却が行われ、地方にもその指示が伝えられた。これらは、全国各

11)「大東亜省機密文書取扱規程(抄)昭和十八年六月一日大東亜省訓令第一二号」(同上書、518頁)。

地の聯隊区司令部・海軍人事部から各町村役場へ伝達された指示であり、内務省系統とは別のものであった。また、焼却対象も兵事係が管理する兵事関係文書に限定されていたといえる。

戦時における動員の指示系統は陸軍（大本営→陸軍省→軍管区司令部→師団司令部→聯隊区司令部）・海軍（大本営→海軍省→海軍鎮守府→海兵団→海軍人事部）から警察署を通じて各町村兵事係（市の場合は聯隊区司令官・海軍人事部長から直接市長へ）という流れであった。警察署は内務省の管轄に属していたが兵事に関しては陸海軍の伝達機関としての役割でしかない。すなわち、兵事関係文書に関しては内務省が直接関与できるものではなく、焼却についても軍の命令でなければ実行不可能である。奥野証言に見られる文書焼却指示は、兵事係が管理する兵事関係文書には及ばず、こちらは軍から直接焼却命令が伝えられたのである。

軍からの焼却指示は電話などの口頭で伝えられたとされるが、それを示す下記の文書が鳥取県日野郡二部村役場文書に含まれている<sup>12)</sup>。

二部巡査駐在所受持津島巡査ヨリ兵事書類整理ニツキ左記ノ通り鳥取聯隊区司令部ヨリ指示アリタル旨通報ヲ受ケタリ

一 現在入営並ニ応召者ノ名簿ノミヲ残シ其他ノ兵事関係書類ハ全部至急焼去スルコト、但シ海軍ハ通知ナキヲ以テ焼去ヲ見合セルコト

右ニ対シ八月十六日午前右指示ニ基キ兵事、事変関係一切ノ焼去ヲ実施ス。

二部村では鳥取聯隊区司令部から警察を通じて、「兵事関係書類」の全部を焼却すること、ただし海軍は指示がないためそのままとすることが伝えられた。

二部村の事例は口頭での指示であって、残されているものは担当者がメモ書きしたものでしかない。しかも全ての「兵事関係書類」と焼却対象があまりにも広く、具体的なイメージが掴みにくい。これに対して、富山県東砺波郡庄下村では電話で伝えられた指示を下記のように文書として残していた<sup>13)</sup>。

昭和二十年八月十八日

陸軍召集徴発事務関係書類一切焼却命令

昭和二十年八月十八日午前十時電話ニテ左ノ命令受領ス

記

一、金沢師管区召集徴発事務規程及同規程改正説明並金沢師管区防衛召集規定以上三部ヲ八月十九日正午迄出町警察署へ返納スヘシ。

二、召集徴発事務関係書類一切（在郷軍人名簿ヲ含ム）ヲ八月十九日正午迄焼却完了シ同時ニ焼却一覧表ヲ附シ警察署長ヲ經由焼却完了報告ヲ提出セラレ度シ。

三、現在ノ兵事主任ハ指示スル迄ハ其ノ職務ヲ離レザルコト。

右富山聯隊区司令官ヨリ命令アリ

出町警察署長

この指示に基づいて焼却された文書は表2の通りであった。

なお、海軍も8月27日に陸軍と同じく電話で充員召集事務関係書類の焼却および焼却文書

12) 「兵事動員ニ関スル日誌」（鳥取県立公文書館所蔵「旧溝口町役場文書」No. 203）。

13) 「大東亜戦争 自昭和十六年七月至昭和二十年八月 動員実施ニ関スル発來翰綴」（砺波郷土資料館所蔵「庄下村役場文書」庄下村兵事/37）。

表2 召集徴発事務関係書類焼却一覧表

昭和二十年八月十八日焼却 東砺波郡庄下村役場

| ○は焼却 | 書類物件ノ名称               | 員数                    | 調整官銜           | 欄外記入 |
|------|-----------------------|-----------------------|----------------|------|
| ○    | 検閲(視察)所見簿             | 1冊                    | 富山聯隊区司令部/庄下村役場 |      |
| ○    | 動員実施業務書               | 7冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 宿直員業務書                | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
|      | 急使派遣名簿                | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
|      | 動員日誌                  | 2冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 兵事主任者ト戸籍(馬籍)主任者トノ連絡簿  | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
|      | 動員実施ニ関スル発来翰綴          | 2冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 動員ニ関スル発来翰綴(年度関係/永久保存) | 年度関係9冊(全部)/<br>永久関係1冊 | 庄下村役場          | 一冊残ス |
| ○    | 平時召集ニ関スル発来翰綴          | 年度関係9冊                | 庄下村役場          |      |
|      | 動員ニ関スル書類返納焼却目録        | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 急使契約書                 | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 職員急使呼出状               | 一括(8枚)全部              | 庄下村役場          |      |
| ○    | 急使心得書                 | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 動員(徴発)用封筒             | 用紙一括全部                | 庄下村役場          |      |
|      | 在郷軍人名簿                | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
|      | 現住地在郷軍人名簿             | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 在郷軍人不健康者名簿            | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 在郷軍人犯罪者名簿             | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 所在不明者名簿               | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 令状(告知書)交付終了通知書        | 用紙全部一括                | 庄下村役場          |      |
| ○    | 令状交付不能人名通知書           | 用紙一括全部                | 庄下村役場          |      |
| ○    | 令状交付不能者中交付済通知書        | 用紙一括全部                | 庄下村役場          |      |
| ○    | 不応召者事故止届出通知書          | 用紙一括全部                | 庄下村役場          |      |
| ○    | 通報人用封筒はがき             | 用紙一括全部                | 庄下村役場          |      |
| ○    | 召集諸費繰替金連名簿            | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 召集諸費請求(受領)証           | 用紙一括全部                | 庄下村役場          |      |
| ○    | 徴発馬匹差出日割表             | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 徴発馬匹配当名簿              | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 徴発馬匹剰余名簿              | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 馬調査表                  | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 馬匹異動報告                | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 徴発馬匹出場連名簿             | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 馬匹徴発告知書               | 用紙一括全部                | 庄下村役場          |      |
| ○    | 馬匹名簿                  | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 徴発馬匹輸送ニ関スル料程表         | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 馬匹徴発諸費請求(受領)証         | 用紙一括全部                | 庄下村役場          |      |
| ○    | 貸付予備馬連名簿              | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 貸付予備馬返還名簿             | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 在郷軍人身上異動票             | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 兵事ニ関スル年中業務表           | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 陸軍防衛召集規則等抜粋綴          | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 防衛召集関係綴(往復文書)         | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 防衛召集甲令状               | 17通(全部)               | 富山聯隊区司令部       |      |
| ○    | 防衛召集待命者連名簿            | 2通                    | 富山聯隊区司令部       |      |
| ○    | 防衛召集乙令状               | 26通(全部)               | 富山聯隊区司令部       |      |
| ○    | 業務分担内達書               | 1通                    | 庄下村役場          | 一部残ス |
| ○    | 応召(応徴)者指導必携           | 5冊                    | 庄下村役場          |      |
|      | 動員件銘簿                 | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
|      | 充員召集令状受領証綴            | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 電報頼信紙                 | 1冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 在郷軍人身上調査書類綴           | 3冊                    | 庄下村役場          |      |
| ○    | 召集徴発事務ニ関スル諸用紙         | 用紙一括全部                | 庄下村役場          |      |
| ○    | 馬匹関係書類                | 一括全部                  | 庄下村役場          |      |

註 自動車徴発関係書類ハ一切ナシ 以上



目録と事務取扱規程の海軍人事部への提出を指示した<sup>14)</sup>。

庄下村に伝えられたのは、陸軍に関するものは在郷軍人名簿を含む「召集徴発事務関係書類」の焼却であった。

各役場の兵事係が担当する兵事業務は大きく分けると平時の徴兵（陸軍）・徴募（海軍）と戦時の召集・徴発・雇傭に分けられる。その業務で発生する兵事関係文書も大きく分けると平時の徴兵関係（徴兵・徴募）と戦時の動員関係（召集・徴発・雇傭）の二種類になるが、庄下村ではそのうち動員関係である召集徴発関係に絞られていたということになる。実際、当時の兵事係員で兵事関係文書を秘匿した出分重信は、焼却の目的は戦争犯罪の責任追及を免れるために「動員の命令系統に関わる証拠の資料の湮滅をはかった」のであり、「徴兵や個人の軍歴に関するものは含んでいなかった」といった認識を示していた<sup>15)</sup>。

このように陸軍は動員関係文書の焼却のみを指示したと考えられるが、口頭の指示であった庄下村と異なり、焼却命令が文書として残されていた東京都北多摩郡東村山町の場合は以下の通りとなる<sup>16)</sup>。

武警兵第号外

昭和二十年八月十八日

武蔵野警察署長

各町村長殿

召集入隊中止並兵事関係書類処理ニ関スル件通牒

昭和二十年八月十七日附東聯第一号ニ係ル首題ノ件、左記ノ通り処置相成度キ旨、東京聯隊区司令官ヨリ通牒有之候条、此段及通知候也

左記

一、既ニ令達シアル召集・入隊ハ一切中止ス

一、召集・徴兵・点呼関係書類ハ一切速ニ焼却ス

以上

東村山町の場合は召集業務の停止とあわせて書類の焼却を命じたものであり、しかも焼却対象は庄下村のように召集徴発事務に限定したのではなく、「召集徴兵点呼関係書類」と兵事関係全般にわたるような指示となっている。

このように残存する文書からでは何が焼却対象となったのか地域によって異なり、指示を受けた現場では相当の混乱を招いたと推測される。そのなかで、現在国内で確認できる数少ない具体的指示となっているのは、岐阜聯隊区に属する岐阜県大野郡宮村の場合である。宮村役場文書には陸軍から警察署を経由して伝達された命令文書が現存しており、下記のような内容と

14) 黒田俊雄編『村と戦争 兵事係の証言』（桂書房、1988年、90頁）。

15) 同上書、91頁。同じく新潟県中頸城郡和田村役場文書にある焼却命令も動員関係に限定されている。ただし、庄下村と異なる点は、師団規程が返却ではなく焼却、軍人名簿（在郷軍人名簿）は焼却対象から除外されている（上越市史編さん委員会編『上越市史 別編 兵事資料』上越市、2000年、645～646頁）。

16) 東村山市史編さん委員会編『東村山市史 10 資料編 近代2』（東村山市、2000年、871頁）。原本は「自昭和十六年四月至昭和二十年九月 動員ニ関スル発来翰綴 東村山町」（東村山ふるさと歴史館所蔵「東村山町役場文書」）。

なっていた<sup>17)</sup>。

兵収第三九三号 昭和二十年八月二十三日

高山警察署

各村長殿

兵事関係書類等焼却ニ関スル件通達

首題ノ件ニ関シ岐阜聯隊区司令官ヨリ通牒有之左記ノ通り速ニ処理相成度此段及通達候也

左記

一、焼却書類

- 1、動員ニ関スル一切ノ諸簿表類 (年度永久事変関係全部 軍事名簿馬籍ヲ含ム)
- 2、兵事召集ニ関スル一切ノ書類
- 3、防衛召集ニ関スル一切ノ書類
- 4、徴兵ニ関スル一切ノ書類

二、残置保存書類

註

- 1、諸用紙並秘密ニ抵触セザルモノハ適宜保存スルモ支障ナシ
- 2、本通達ハ用済後確實ニ焼却シ之ニ対スル実行報告ハ提出ノ要ナシ

宮村への指示は動員・召集・徴兵と兵事関係文書のほとんどが対象とされていたが、なかでも最も重要視されていたのは「諸簿表類」からなる動員関係であり、次いで臨時召集・充員召集からなる兵事召集と本土決戦に備えた防衛召集の2種類に区分される召集関係、最後に徴兵関係となっていたが、兵事関係文書すべてを対象としていたことは明らかであった。

宮村の場合は、東村山村の事例よりも指示が具体的であった。しかし、庄下村と東村山町への各警察署からの伝達文書は8月18日付であったことに対して、宮村は8月23日付であった。軍では大本営から軍管区を経て各聯隊区までの伝達は同日に行われており、各聯隊区から警察署を通じた町村への指示も一斉に送られていたと思われる。事実、指示内容に違いが見られるものの富山聯隊区に属する庄下村と東京聯隊区に属する東村山町への焼却指示は同じ18日付である。それに対して、宮村の場合は5日も遅れている。

このように、上記の二部村・庄下村・東村山町・宮村への焼却命令は口頭であったり、文書であったりと指示のあり方が異なるばかりか焼却対象文書も統一性がない。さらに、伝達日時も異なっていた。

しかも、宮村は具体的かつ兵事関係文書すべてが焼却対象となる指示が文書で通達されていたにもかかわらず、4500点もの大量に現存する旧宮村役場文書のうち、明治から昭和期にいたる兵事関係文書が150点近くも残されていた。そのなかには、「日支事変動員実施ニ関スル発来翰綴」・「大東亜戦争関係 動員ニ関スル発来翰綴」・「平時召集ニ関スル発来翰綴」・「在郷軍人名簿」・「日支事変 応召者名簿」・「兵事々務研究会」・「第九師団召集徴発及雇用事務規程」・「動員 (自動車徴発) 準備書類及物件目録」など戦時中の文書も多く含まれていた。

17)「昭和二十年度 動員ニ関スル発来翰綴 自動車徴発 宮村役場」(「宮村役場文書」高山市公文書館所蔵「宮村役場文書」宮/総務/38)。

庄下村の場合、「召集徴発事務規程」は返納することになっていたが、宮村ではそのような指示はなく、結果的にそのまま残存した。また、現存する「日支事変動員実施ニ関スル発来翰綴」・「大東亜戦争関係 動員ニ関スル発来翰綴」・「平時召集ニ関スル発来翰綴」・「在郷軍人名簿」などは庄下村では焼却された文書と同内容のものである。

宮村の場合、焼却対象となった文書のうち「動員日誌」を除けばかなりの文書が焼却指示に反して残されたことになるが、庄下村のように一個人の特別な判断で秘匿されたものではなく、役場内に残されていた。その理由は、「秘密に抵触セザルモノ」は残置しても構わないという条項を拡大解釈したものか、意図的に指示を無視したか、単なる怠慢かは判然としない。ただし、全国的には拡大解釈して焼却不要なものまで焼却した役場がある一方で、焼却指示があっても何らかの事情でそれを行わなかったところも存在していたのである。

実際、宮村以外でも庄下村と同じ富山聯隊区に属する舟橋村にも約200冊以上の兵事関係文書が残されている。同じ聯隊区内では焼却が一齐に指示されたと考えられるが、庄下村は兵事係であった個人が廃棄命令に背いて意図的に隠匿したことに対して、舟橋村はそのようなこともなく役場に残されており、しかも1941年以降の文書が大半を占めていた<sup>18)</sup>。

このように、町村役場レベルでは焼却文書の対象をめぐって混乱が起きていたが、そもそも中央からの指示自体が不統一であったことが混乱に輪をかけたといえる。宮村や舟橋村の事例は、焼却指示がどの程度まで徹底されたか（またはされなかったか）を測る尺度ともなる。

しかし、文書焼却の問題はより複雑な背景を持っている。それは、敗戦直後の混乱が落ち着いた後になっても焼却が行われていたという事実であった。

### 3. 占領開始後の文書焼却

文書焼却は敗戦直後の混乱時に行われたものであって、連合国軍の日本進駐以降は行われなかったと思われがちである<sup>19)</sup>。しかし、9月2日の降伏文書調印による日本占領開始後も兵事関係文書の焼却は「公式」に行われていた。

岩手県では9月13日に三陸沿岸の町村役場を対象にした兵事事務主任者会議を開催した。その時の上閉伊郡甲子村（現釜石市）の復命書は以下の通りである<sup>20)</sup>。

復命書

昭和二十年九月十四日 主事菊池金吾

村長岩井省三殿

去ル本月十三日宮古市ニ於テ開催セラレタル兵事事務主任者会議ニ出席ノ為出張ヲ命セラレ左記日程ニ依リ帰村致候間別紙関係書類相添此段及復命候也

18) 須山盛彰「村史に拾う⑩ 舟橋村で発見された兵事書類について」（『ふなはし』2015年10月）。

19) 「自昭和二十年至昭和二十一年 復員者・一般引揚者援護一件綴」（釜石市総務課所蔵「甲子村役場文書」）。

20) 連合国軍による占領開始後の焼却に関しては、前掲丑木論文でも昭和21年7月13日付で茨城県行方地方事務所長が軍人援護関係文書などの焼却を指示した武田村役場文書が紹介されているが、これは主に教育現場における軍国主義・国家主義的な「施設物件文書」の破棄の一環であって、敗戦後の兵事関係文書を対象とした焼却処分とは性格が異なる。

左記

(前略)

九月十三日 午前十二時会議場タル同市警察署へ出頭定刻ヨリ県並盛岡聯隊区及盛岡地方  
海軍人事部係官出席ノ本ニ会議ニ入り午後二時半散会同市宿泊

(後略)

提出事項

一 兵事関係書類ノ整理ニ就

今次戦争終結ニ当リ地方事務所、警察署、市町村ニ於テ保管シアル兵事関係書類ハ左記  
ニ依リ整理スルコトナリタルニ付之カ処理ニ邁遺算ナキヲ期セラレシ

(一) 別命アル迄保管スヘキ書類

(陸軍関係)

(イ) 「軍籍簿」在郷軍人名簿 (陸召則五條) 「(異動報告ハ以前ト同様処理スルコト)」

(ロ) 徴兵終結処分未済者名簿 「(兵法三九条地方事務所保管ノモノ)」

(ハ) 市町村長ノ保管スル壮丁名簿ニシテ規則第二百十條ノ期限ヲ経過セサルモノ

(ニ) 所在不明者名簿 (県規程第三六條) 並ニ捜査ニ必要ナル関係書類

(海軍関係)

(ホ) 在郷軍人名簿 (海召則一三條)

(ヘ) 昭和二十一年度採用海軍志願兵志願者連名簿 (海志則第三七條)

(陸海軍共通)

(ト) 陸海軍兵事関係法規

(二) 廃棄スヘキ書類 【書込み】「焼却」「賞賜物件恩給関係傷兵軍人関係ハ保存ス」

(陸軍関係)

(イ) 動員関係ニ在リテハ弘前師団召集徴発事務規程第三四條 (附票九) ノ書類全部 (但  
シ前項 (一) ニ掲クルモノヲ除ク以下全シ)

(ロ) 徴兵関係ニ在リテハ県規程第四七條ニ依ル書類全部

(海軍関係)

(ハ) 動員関係ニ在リテハ横鎮規程第七條、第二二條 (別表二) ノ書類全部<sup>21)</sup>

(ニ) 徴募関係ニ在リテハ前項 (一) ニ依リ保在スヘキ書類以外ノ全部

(陸海軍共通)

(ホ) 陸海軍召集関係書類

(ヘ) 陸海軍交付業務関係書類

21) 「横須賀鎮守府召集事務取扱規程」第7条で召集事務関係書類として挙げられていた文書は、召集事務例規集 (永久保存)、充員召集実施関係綴 (永久保存)、勤務演習召集・教育召集・補欠召集関係綴 (5年保存)、模擬充員召集関係綴 (5年保存)、召集準備関係綴 (5年保存)、召集事務検閲・簡閲点呼関係綴 (5年保存)、第22条で町村役場が保管する召集関係準備書類として挙げられていたのは、充員召集準備書類目録、召集伝達電報、海軍在郷軍人名簿、吏員急使呼集書類、充員召集日誌など37種の文書である (『昭和十八年十二月一日 海軍軍事法規類集 全』大町市文化財センター所蔵「旧社村役場文書」)。

（ト）其ノ他兵事関係書類ニシテ爾後必要ト認めサルモノ

（後略）

富山県庄下村では焼却命令に含まれていた在郷軍人名簿は、保管すべき書類と位置づけられていた。基本的には戦時中の名簿類は残されるが、それ以外は大半が焼却処分とされた。

なお、焼却対象とされた動員関係は「弘前師団召集徴発事務規程第三四條（附票九）」に定められたものとされているが、召集徴発事務規程は各師団ごとに異なる。弘前師団の事務規程は確認できていないが、現存する「久留米師団召集徴発雇務規程」（1944年9月1日調製）の第28条附表第5によると、町村が保管する「動員準備書類物件」のうち徴発・雇務を除いた動員関係は、「動員事務ニ関スル諸法規」・「動員ニ関スル書類（永久／一時）」・「動員ニ関スル訓示講評綴」・「動員日誌」・「動員実施業務書」・「宿直業務書（表）」・「呼集状及呼集順序表」・「久留米師団管内里程表」・「契約書綴」・「受付発送簿」・「在郷軍人名簿」など庄下村で焼却指示された文書と重なるものが多く、「動員ニ関スル書類ハ他ノ書類ト区別シ鎖鑰アル堅固ナル容器ニ格納保管シ且見易キ処ニ「非常持出」ト朱書シ置ク」など特別な管理がなされていた<sup>22)</sup>。

一方、徴兵関係は県規程第四七条で定められたものとされているものの、県規程が確認されていないため具体的な文書名は不明である。ただし、第十一師団司令部が作成した『第十一管区徴兵事務取扱規程』（1920年4月1日付）では、「徴兵事務ニ関スル備付簿冊」として町村が保管するものは「徴兵ニ関スル発来翰綴」（永久／3年保存）・「徴兵適齢届書綴」（3年保存）・「壮丁連名簿」（20年保存）・「出入寄留受験許可者連名簿」（用済廃棄）・「徴集延期壮丁名簿（徴集延期者名簿共）」（1年保存）・「六週間現役兵服務済者名簿」（20年保存）などが挙げられていた<sup>23)</sup>。徴兵事務は基本的に戦時中まで同じであり、文書の構造も大きく変わっていないと考えられるため、この時の廃棄対象となった文書と大差ないと推測される。

この会議に出席した町村では、敗戦直後の焼却指示によって兵事関係文書の焼却が行われていたか定かではないが、9月13日に担当者が集まって焼却が確認され、甲子村ではこれに基づいて文書焼却が実行されたと思われる。実際、甲子村役場文書は明治から戦後の釜石市合併までの約1000点にのぼるが、兵事関係文書は戦没者村葬・遺家族扶助関係を除けばほとんど存在しない。ただし、銃後奉公会や軍人援護会関係は約20点ほど比較的まとまって残されており、応召者名簿や動員時の村内の対応などをうかがい知ることができる。このように、軍事動員に深く結びつき兵事係が名簿を管理していた帝国在郷軍人会を除いて、銃後奉公会や軍事援護会、大日本婦人会、大政翼賛会など戦争体制を支えた組織の文書は全国各地に比較的多く残されている。このことは、敗戦時の文書焼却が兵事係所管の文書に局限されていたことを示す傍証となりうるものであろう。

占領開始後に岩手県で行われた焼却指示は全国的にも例外だったわけではない。同様の事例は佐賀県田代町役場文書でも確認できる<sup>24)</sup>。

22) 武富登巳男編・解説『十五年戦争極秘資料集④久留米師団召集徴発雇務書類』（不二出版、1990年）。なお、1941年1月1日調製で「動軍事機密」の捺印がある『金沢師団召集徴発雇務規程』（大町市文化財センター所蔵「旧社村役場文書」）の第34条附表6も若干の違いがあるものの大半の文書名は共通していることを踏まえると、各師団で定められた動員関係文書はほぼ同種類であったと思われる。

23) 『第十一管区徴兵事務取扱規程』（善通寺市立図書館所蔵：0939/J1/5）。

社兵第五二五号

昭和二十年九月二十二日

佐賀県内政部長

各市町村長

各警察署長殿

印 (田代町役場第872号20.9.25受付)

召集準備書類整理方ノ件

佐世保鎮守府召集事務規程第九條及第十條ニ依ル海軍召集準備書類物件 (充員名簿、充員召集令状及在郷軍人名簿並ニ海軍兵事法規類集ヲ含) ハ焼却シ差支ナキ事ニ定メラレ候ニ付此段及通牒候也

\* 欄外に「九月二十六日焼却ス」

田代町役場文書に残されている文書は海軍のみであるが、庄下村では8月27日に焼却指示されていた海軍在郷軍人名簿が9月22日になって焼却対象となっている。ちなみに、甲子村では同名簿は保管すべきものとされていた。すなわち在郷軍人名簿だけ取り上げても、敗戦直後に焼却指示された庄下村 (舞鶴海軍鎮守府管内)、占領開始後に保管することになった甲子村 (横須賀鎮守府管内)、逆に占領後に焼却対象となった田代町 (佐世保鎮守府管内) と3つのパターンが存在することになる。奇しくも鎮守府の違いで対応が異なっているが、本来は大本営・海軍省から同じ命令を受けていなければならず、鎮守府ごとに異なる指示を出していたとは考えられない。しかし、実際は地方によって全く異なる指示が出回っていたのである。すなわち、陸軍だけでなく海軍も相矛盾する指示を出していたことになる。

## おわりに

敗戦時の文書焼却は、行政官庁においては主に機密文書が対象であった。このことはいくつかの焼却をめぐる証言のなかでも「機密文書」という用語は出てくる。しかし、機密文書は具体的にどのようなものであるかは分からなかった。本稿では、焼却対象となった機密文書とは、「軍機文書」・「軍用資源秘密文書」・「総動員機密文書」・「国家機密文書」の法令に定められた4種類であると指摘した。

また、軍関係機関では機密文書以外にも動員関係を中心とした兵事関係文書が焼却対象となったと指摘した。しかし、本来の焼却対象は召集・徴発に関わる動員関係であったが、敗戦による指示の混乱のなかで末端では動員関係のみならず徴兵関係も含めた兵事関係文書すべてが焼却される事態も起きていた。

現場での混乱があったにせよ、機密文書と動員関係文書は確実に焼却対象であったことは事

---

24) 「昭和二十年度 兵事二関スル書類綴 田代町役場」(鳥栖市教育委員会所蔵「田代町役場文書」86)。なお、東村山町の兵事関係文書を秘匿していた元兵事係員野口好古がその経緯を語っている。それによると、兵事主任会議があった後(1945年末までに)に運び出したと証言している。聞き手がそれ以上踏み込んでいなかったため兵事主任会議の具体的な開催日時は不明であるが、この会議は岩手県で開催された会議と同じ頃であったとすると、占領開始後に焼却指示が出され、それに反して野口が運び出したとも推測される(「元兵事係 野口好古氏に聞く」『東村山市史研究』第4号、1995年3月、128～129頁)。

実である。これらは通常においても他の文書と異なった特別な管理がなされていたため、焼却処分が容易であったと推測される。しかし、敗戦時の混乱によって各現場ではこれらの文書以外のものまで焼却された事例もあるが、反対に焼却されるべき文書が残った事例もあり、中央から末端組織にいたるまで焼却指示が貫徹されたわけではなかった。

また、兵事関係文書については、兵事係所掌のなかでも軍事救護や遺家族扶助、銃後奉公会など兵事関連団体に関する文書については焼却指示が出されていなかった。そのため、兵事関係文書が徴兵関係も含めて処分された役場でもこれらの文書は残存した事例も多い。

しかし、敗戦時になぜこのような文書が焼却されなければならなかったのかについては、さらに検討を加えなければならない。前述したように内務官僚の奥野誠亮も庄下村兵事係の出身重信も焼却の目的は戦争犯罪の責任追及を免れるためと証言しているが、実際に焼却された文書は戦争遂行能力を示すものであっても「戦争犯罪」と直接結びつくような内容ではなく、しかも敗戦した以上、連合国側に知られたとしてもほとんど意味をなさないものを中心であった。また、研究者などが想像しがちな重要な意思決定を示す詳細な記録でもない。庄下村（表2参照）をはじめとして焼却対象に馬の徴発関係の割合が比較的高かったことは一つの証左となろう。

敗戦というこれまでに無い事態を迎えた当時の日本人がイメージした「戦争犯罪」は現在の我々のイメージとは異なっていたともいえる。しかし、同じ戦争に関わっていたとしても関与のあり方も知り得る情報の質量も格段に異なる内務官僚と兵事係員が同じような戦争犯罪をイメージしていたと捉えることは難しいであろう。むしろ、彼らも戦後に広まった戦争犯罪観の影響を受けるなかで、敗戦時の非合理的行為を納得しようとしたのではなかろうか。結局、見えない不安が合理性の疑わしい焼却指示へと繋がった結果、機密文書や動員関係文書が機械的に処理されていったといえよう。

このように合理的根拠が自問されないまま、形式だけに囚われて無意味な行為が繰り返されるといふ行政官庁の組織的習性は、現在においても変わっていない。このことは、昨今の公文書をめぐる問題を見ても明らかであろう。

なお、兵事関係文書はすべて永年保存であったわけではなく、むしろ有期限文書が多くを占める。明治期の徴兵令以降、多くの兵事文書が作成され保管されていたが、そのなかの多くは通常の文書管理規程に従って保存期限が過ぎれば廃棄されていた。これは徴兵関係に限らず動員関係も同じである。したがって、明治・大正から昭和初期までの兵事関係文書は敗戦以前に整理されていたものもあったことも想定しなければならない。

これらの課題も含めて今後、兵事関係文書の全体像を明らかにしていく必要がある。そうしたなかで、敗戦時の公文書焼却も含めた公文書廃棄の実態がより明らかになるのではなかろうか。

## **ABSTRACT**

### **Re-examination of disposition of classified documents and military affairs documents at directly after the end of WW2**

**KATO, KIYOFUMI**

There are many testimonies that a large number of official documents were disposed of by burning at directly after the end of WW2. However, it has not been completely clarified what official documents were disposed and how the disposition was ordered taking what routes. In this article, using documents of the disposition order slightly left in Japan as a clue, It will be demonstrated that the target of disposition were two types-classified documents were ordered by the Ministry of Home Affairs and mobilization documents were ordered by the military and naval forces-.

In addition, a study on classified documents and military affairs documents is not making progress in Japan. Therefore, this paper also mentions the structure of classified documents and military affairs documents to make that to be a foothold for future progress of study.